

今回の提案の趣旨

平成30年度より、共同生活援助に重度化及び高齢化等に対応するため、新たなサービス類型として「日中サービス支援型」が追加された。

しかしながら、本サービスにおいて創設趣旨と異なり、中軽度の障害者が主な利用者となる恐れや、日中及び夜間のサービスが適切に提供されない等の懸念がある。

そのため、適切な運営を促すため、柏市ルールを作成することとし、その作成にあたり、自立支援協議会にて意見を頂戴したく今回議題に上げさせていただいた次第です。

共同生活援助におけるサービス内容の比較

- ・ 介護包括型
- ・ 外部サービス利用型

原則 18 歳以上の障害者

主に夜間における介護等の必要な支援

世話人配置 4 : 1 の場合
243単位～667単位

主対象者

サービス
内容

報酬単価
(基本報酬)

日中サービス支援型共同生活援助

重度化, 高齢化した障害者

夜間, 日中問わず常時の支援体制を確保し介護等の日常生活上の支援を行う。

世話人配置 4 : 1 の場合
574単位～1021単位

※日中, 他事業所等に通所する利用者の
基本報酬は292単位～826単位
(世話人配置 4 : 1 の場合)

日中サービス支援型共同生活援助における評価方法等について

日中サービス支援型共同生活援助における評価について

(協議の場の設置等)

第二百十三条の十 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第八十九条の三第一項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 新規指定時事業計画シートについて新規指定に係る事前相談時に提出を求める。
- ※**障害福祉課施設指導担当にて事業内容の確認及び聞き取りを実施**

- 報告・評価シートについて
少なくとも1年に1回以上協議会等へ提出し、評価を受ける。
- ※**自立支援協議会にて実施**

○評価の実施方法について(柏市意見)

自立支援協議会委員の中から数名選出し、評価チームを設置。
評価チームによる評価後、自立支援協議会へ報告を行う。

自立支援協議会への報告時の流れ

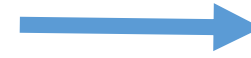
報告・評価シートを作成



評価チームへ提出。



評価チームによる評価



評価結果を自立支援協議会全体会へ報告